

被扶養者の 資格確認調査に ご協力ください

共済組合では、現在認定されている被扶養者の現況や収入等を調査し、適正に扶養要件を満たしているかを確認するため、毎年、資格確認調査を実施しております。

この調査は医療費増高対策ならびに短期給付財政の適正化を目的に行うもので、大変重要な調査となります。

なお、提出期限は**8月1日(水)**までとなっておりますので調査の主旨をご理解いただき、期限までに必ずご提出くださるようご協力をお願いします。**期限までに提出されない場合、認定を取り消すことがありますのでご注意ください。**

提出期限

平成30年8月1日(水)

調査対象者

平成30年4月1日現在で
18歳以上の被扶養者
(平成12年4月1日以前生まれの被扶養者)

調査方法

調査対象者を扶養する組合員の方へ、7月中旬頃に「被扶養者資格確認届書」を所属所経由でお送りいたしますので、被扶養者の現況に応じた書類(②被扶養者の資格確認に必要な書類参照)を添付し、所属所の共済事務担当課に提出してください。

1 扶養認定に関するポイント

被扶養者の現在状況	資格確認のポイント
学 生	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定限度額(130万円)以上の収入がありませんか? ● 就職して、認定取消の手続きを忘れていませんか? <p>→130万円以上の収入があれば、アルバイトでも認定はできません!</p>
給与収入のある方	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用条件変更により認定限度額(130万円)以上の収入がありませんか? ● 就職して、認定取消の手続きを忘れていませんか? <p>→130万円以上の収入の見込みがあれば取消となります! (通勤手当等を含む税金等控除前の総支給額)</p>
公的年金受給者	<ul style="list-style-type: none"> ● 年齢到達、改定等により限度額を超えていませんか? <p>→限度額を超えた改定月に遡って取消となります! ※非課税である障害年金、遺族年金も含まれます。</p>
雇用保険待期中または受給延長中の方	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用保険(日額3,612円以上)を受給していませんか? →もし受給していると遡って取消となります!
組合員と別居している方	<ul style="list-style-type: none"> ● 別居している被扶養者の収入を上回る仕送りをしていますか? <p>→収入以上の仕送りが確認できない場合は取消となります!</p>
同居が認定要件の方(義父母、おじ・おば等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在別居していませんか? →同居が条件です。別居は認定取消となります!
事業所得のある方	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定限度額(130万円)以上の収入がありませんか? <p>→共済組合の扶養認定上の所得は、税法上の所得とは異なり、健康保険法に基づき共済組合が定める必要経費を控除した額となります!</p>

注意 企業年金や個人年金も収入に含みます。

収入限度額に ご注意ください

公的年金等を
受給している方

受給中の年金が
障害年金である場合
年間**180万円**

60歳以上の方
年間**180万円**

その他の方
年間**130万円**

公的年金等を
受給していない方
年間**130万円**

2 被扶養者の資格確認に必要な書類

対象者			添付していただく書類
学 生	扶養手当	有	添付書類不要
		無	在学証明書(平成30年4月以降発行のもの)
給与 所得者	扶養手当	有	添付書類不要
		無	事業主の証明(1年間の収入見込額)、平成29年分所得証明書
年金受給者			最新の年金振込通知書(写)、改定通知書(写) ※通帳のコピー不可
事業所得者			平成29年分の確定申告書(写) および収支内訳書(写)

注意 父母どちらか一方が被扶養者になっている場合、父母双方の収入がわかる書類(上記参照)を提出してください。
※マイナンバー制度による情報連携の本格運用後は、一部添付書類が不要になる予定です。

被扶養者が認定要件を満たしていないことが判明した場合、すみやかに認定の取消手続きを行うこととなります。調査の主旨をご理解いただき、ご協力をよろしくお願いいたします。

